

# 明初滇邊土司の設置について

神田信夫

雲南貴州方面の開發は、元の經略を受けた明代に至つて大いに進展し、多くの土司土官の設置が行はれた。しかし由來土司は叛服常なき有様で、その沿革變遷の甚だ複雜であることは、明史土司傳などを一見しても直ちに氣付く所であるが、明初の滇邊諸土司の設置についてもいろいろ問題が存する。

大明太宗實錄によると、永樂帝即位の年である洪武三十五年十二月丙辰の條に、

設雲南孟養・木邦・孟定三府、威遠・鎮沅二州。以土官頭目刀木旦爲孟養知府、罕的法爲木邦知府、刀渾立爲孟定知府、刀算黨爲威遠知州、千夫長刀平爲鎮沅知州。

とあり、こゝに孟養・木邦・孟定の三府及び威遠・鎮沅の二州が設置せられたのである。そしてこの孟養・木邦の一府は永樂二年六月癸酉に至り、俱に軍民宣慰使司に改められて知府刀木旦・罕的法は夫々宣慰使となり、鎮沅は同四年四月己卯府に昇格し、刀平は知府となつた。また同じく實錄永樂元年正月乙未の條には、  
設者樂甸・大候・干崖・灣甸・潞江五長官司、隸雲南都司。時西平侯沐晟言、其地舊屬麓川平緬、而地廣人稠、宜設長官司治之。故有是命。

とあり、者樂甸・大候・干崖・灣甸・潞江の五長官司が設置せられた。即ち孟養は現今ビルマの Mo-hnyin (Monyeen)、木邦は Möng Pan (Maing Pan)、孟定はシナ領南丁河畔の現在同名の地、威遠は今日の景谷縣、鎮沅は現在同名の地、者樂甸は鎮沅縣東北の恩樂廢縣、大候は雲縣の南の舊雲州治、干崖・灣甸・潞江は夫々現在同名の地である。<sup>(1)</sup> 即ちこれらの土司は、何れも雲南西部よりビルマ東北部に亘つて分布してゐるが、就中孟養・木邦・干崖は、後に三宣六慰と稱せられて滇緬國境上に喰しい重要な土司である。

所がこれら諸土司の設置年次については、從來右記の實錄の記事が必ずしも尊重されないで、異説が専ら行はれてゐる。その根源は恐らく大明一統志にあると考へられるが、王昕の續文獻通考を始め、國朝典彙・天下郡國利病書・讀史方輿紀要・大清一統志・雲南通志など後世の多くの書物は殆どこれに従つてゐるのである。明史は流石に實錄と一統志との相違に氣付き、兩者の折衷説などを作り出してゐるもの、その地理志と土司傳とではかなり異つた記事をへある有様である。<sup>(2)</sup> 今大明一統志卷八にみえる諸土司の建置沿革の記事を掲げると次の如くである。

孟養 洪武十五年改爲雲遠府。十七年改孟養軍民宣慰使司。

木邦 洪武十五年改木邦府。後改木邦軍民宣慰使司。

孟定 洪武十五年改置孟定府。

鎮沅 洪武末改置鎮沅州、永樂初陞府。

者樂甸 洪武末分置長官司。

大候 洪武二十四年置大候長官司。

干崖 洪武十五年改爲鎮西府、後爲干崖長官司。

明初滇邊土司の設置について 神田

灣甸 洪武十七年置灣甸州。

潞江 洪武十五年改爲柔遠府、後置潞江長官司。

威遠州については一統志には設置年次がみえない。右に列挙した九土司の設置年次については、鎮沅は前掲の實錄と一致し、者樂甸はそれに稍近く、千崖・潞江は「後」といふ不明確な文字を使つてゐるが、孟養・木邦・孟定・大候・灣甸は實錄の年次と甚しい相違があるといはねばならぬ。果して何れが正しいのであらうか。以下少しこれら土司の設置事情について考へてみたい。

## 一一

さて大明一統志によれば孟養・木邦・孟定・千崖・潞江の五土司は何れも洪武十五年に府となつてゐる。この洪武十五年に府の設置されたことについては、實は實錄にも同年三月己未の條にはつきり記されており、威遠州も亦同日設置されてゐるのであるが、前述の洪武末永樂初年の設置と一體どういふ關係になるのであらうか。同じやうな例は他にもある。やはり洪武十五年三月己未にはその附近の地である芒施・鎮康・南甸・騰衝などに府が設置されてゐるが、同じく實錄によると永樂七年七月戊子に鎮康州、同十二年正月己亥に南甸州、正統八年四月丁亥に芒市(同じ)長官司、同十三年三月庚辰に騰衝軍民指揮司が更めて置かれてゐる。これらは單に府が州や長官司・軍民指揮司に改まつただけのことであらうか。凡そこのやうな土司については、他の例から考へると、土知府の任命、或ひはその入貢等について、實錄に逐一記載のあるのが普通である。然るに右に舉げた諸土司には洪武十五年の府の設置以後、永樂・正統年間に至つて更めて土司の設置せられるまで、全然かやうな事實の記載がない。即ちそれはそのやうな事が行はれてをらないからに相違あるまい。

また洪武十五年三月己未には、やはりその方面と思はれる地に<sup>(3)</sup>、蒙憐・蒙萊・木朵・孟愛・通西・木來・木連・謀粘・蒙光・蒙隆等の府が設置されたが、これらの諸府については、その後明の文献には洪武十七年閏十月に成つた大明清類天文分野之書卷十にその名がみえるだけで<sup>(4)</sup>、實錄始め大明一統志・大明會典等には名前すら全然見えないのである。更に、後述するやうに、この時八百媳婦の地に置かれた孟傑・木按・蒙慶の三府、緬甸に置かれた太公府、或ひは孟絹・木蘭等の府についても、以後その名は孟傑・太公・孟絹が清類天文分野之書にみえる他は明の記録に全然現れない。かやうに考へて來ると、洪武十五年三月己未に實際にこれらの諸府が設置されたかどうか、頗る疑問とせざるを得なくなるのである。

さて明は洪武十四年秋に至つて漸く雲南經略の兵を起し、同年十一月には早くも元の梁王の據る雲南城を陥れ、翌十五年閏二月には段氏の據る大理城を攻略して、一應雲南の中心勢力を覆した。かくて同年二月雲南都指揮使司並びに雲南布政使司を設けると共に、これに前後して若干の府・州・宣慰使司・衛等を設けたが<sup>(5)</sup>、やがて布政使司所屬の多數の府州縣を一舉に設置するに至つた。これが前述の同年三月己未の設置であつて、實錄には五十二府、六十三州、五十四縣、一千戶所、六蠻部の名が列舉されてゐる。

所で實錄のこの年六月壬辰の條にみえる雲南志書六十一卷の完成を記した記事中に、

初雲南既克。上命置布政使・都指揮使司。改所屬諸路爲府、其州縣仍其舊名。設官吏以撫安軍民。

とあり、即ち明の雲南所屬府州縣は元の雲南所屬の路を府と改めた他、州縣は元代のまゝであつたことが知られる。今、洪武十五年三月設置の五十二府名について、元史卷六地理志の記載に當つてみると、臨安・普安・澂江・廣西・元江・柔遠・芒施・鎮康・麓川・鎮西・平繩・東川・建昌・會川・普定・孟傑・楚雄の十七府は路であり<sup>(6)</sup>、永昌・騰衝・仁德・北勝・柏

興・木按の六府は府、大理・芒部・雲遠・木朵の四府は路軍民總管府、徹里・通西の二府は軍民總管府、武定・德昌・蒙隣・蒙萊・木連・木邦・孟定・謀粘・蒙光・蒙隆の十府は路軍民府・南甸・木來の二府は軍民府であり、麗江は路軍民宣撫司、曲靖は曲靖等路宣慰司軍民萬戶府、烏撒・烏蒙は烏撒烏蒙宣慰司である。以上の他、姚安・和泥・木按・孟絹・太公・蒙慶・木蘭の七府は地理志に見當らないが、木按・蒙慶は元史卷十三泰定帝本紀の泰定四年閏九月甲午の條に、八百媳婦の地に蒙慶宣慰司都元帥府及び木安・孟傑二府を置いたとみえるものであらう。姚安は元史地理志では姚州であるが、大明一統志卷十八に姚安軍民府の條に天曆間姚安路となつたとある。和泥はやはり大明一統志卷十六臨安府の條や大明清類天文分野之書卷十に元代路であつたことを記してゐる。太公は明史卷十六地理志緬甸軍民宣慰使司の條の注に、至元二十六年太公路を置いたとするが何に據つたのか知らない。孟絹は大明清類天文分野之書によれば元統元年に路があかれたといふ。木蘭だけは未だ元代に何であつたか検し得ないが、兎に角洪武十五年三月己未設置の五十二府は凡べて元代の路・府・軍民總管府・軍民府・宣慰司等であつたことが知られよう。<sup>(9)</sup>もとより元史地理志には、泰定年間までの記事しかなく、同本紀をみるとその後若干の新設改廢が行はれており、また地理志や事文類聚翰墨大全所收の聖朝混一方興勝覽には以上の五十二府の他、若干の路や軍民府の名もみえてゐる。同様のことは州縣についても云へる。<sup>(10)</sup>しかし洪武十五年三月己未の府州縣の設置は、大體に於いて元代の路府州縣——それが何時の状態であるかは遽かに斷言し難いにせよ——をそのまま踏襲したのであるに相違ない。従つてこの多數の府州縣は、名目的には一齊に出来たとしても、悉くが實質的に確かに設置されたものか、即ち知府の任命などが行はれたものかどうか頗る疑はしいと云はねばなるまい。

では次に當時の雲南西邊地方の情勢について考へてみよう。實錄洪武十五年二月癸卯の條には、明軍が大理を攻略した状況が記されてゐるが、その最後に「乃分兵取鶴慶、略麗江、破石門關、下金齒。由是車里平緬等處相率來降。諸夷悉平」とみえ、その翌々日乙巳の條には

置平緬宣慰使司、以土酋思倫發爲宣慰使。改車里路爲車里軍民府、以土酋刀坎爲知府。

とある。またこれと相前後して閏二月丙戌には威遠州、同己酉には景東府、三月庚戌には順寧府が置かれ、最東・順寧には夫々土官の任命も行はれた。これらの諸土司は何れもかの同年三月己未の府州縣一齊設置以前に單獨に置かれ、且つ土官の任命まで行はれてゐるのであるから、單なる名目のみとは考へられず、一應實質のあるものであるに相違ない。最東・順寧は大理の南方にある今日同名の地であり、平緬は雲南極西の今日の龍川、車里は極南の今日同名の地である。前述の如く金齒即ち永昌を下すと「由是車里平緬等處相率降」といひ、又「洪武十五年大兵既下雲南、進取大理金齒。平緬與金齒壤地相接。思倫發聞之惧。」ともいはれ<sup>(1)</sup>、且つ順寧・景東以遠の地ではこの極邊の地に在る平緬及び車里にだけ特に土司を置いてゐるといふのは、當時平緬並びに車里がこの方面における二大勢力であつたからではなからうか。更に溯つて元末以降の形勢をみてみよう。

元代滇緬國境方面に數多の土司土官の設置されたことは前述の如くであるが、元末に至ると平緬の勢力が俄然伸張したやうである。洪武二十九年百夷並びに緬國へ行使した行人錢古訓の著百夷傳には、元末明初における平緬の情勢が比較的詳しく述べられてゐて、

至正戊子、麓川土官思可發數侵擾各路。元帥撈失把都討之不克。思可發益併眷諸路、而遣其子滿散入朝、以輸情款。雖奉正朔納職貢、而服用制度擬於王者。

といふ。麓川とは平緬のことであるが、後には専ら麓川と呼ばれてゐるのである。至正戊子は同八年であるが、更に早くよりその勢力は蠢動してゐたのであらう。元史卷四順帝本紀至正二年十一月丙辰の條に

賜雲南行省參知政事不老三珠虎符、以兵討死可伐。

とあり、死可伐とは百夷傳の思可發と音通で同一人たることは明かである。この不老の討伐は功を收めなかつたのか、同じく至正六年六月丁巳には重ねて平章政事亦禿渾に命じて之を討たしめ<sup>(13)</sup>、翌七年三月乙丑に雲南王李羅がその捷を獻じた。百夷傳にいふ至正八年の事實は元史にみえないが、元帥搭失把都は元史卷一百四に傳の存する答失八都魯に相違なく、本傳にもこの頃彼が雲南に出征したことがみえる。しかしその戰功について何等記載のない所よりみると、或ひは百夷傳にいふ如く彼の討伐も不成功に終つたのかも知れないが、やがて何故か思可發が入朝して來たのは事實であつて、元史卷四順帝本紀至正十五年八月甲戌の條にも

雲南死可伐等降、令其子莽三以方物來貢。乃立平緬宣撫司。

と記されてゐる。莽三は百夷傳の滿散であり、明初の思倫發はその子である。かくして平緬と元との關係は一應和平を回復したが、平緬は從來金齒等處宣撫司所屬の路であつたのが茲に至つて宣撫司に昇格したのであつて<sup>(15)</sup>、この間その勢力の大いに伸張したことは充分認められよう。尤も百夷傳によると、平緬では死可伐の死後の元末明初三十年間に、五六代も續いて弑虐廢立が行はれ、内紛が烈しかつたやうであるから、雲南内地へ積極的に攻勢に出たとは考へられない。しかしこの頃は元朝の國運既に傾き、至正二十三年には四川より明玉珍が雲南に侵入し、間もなく明が興るなど情勢の頗る切迫した際である。従つて假令平緬が雲南西部の諸地を侵してゐたにしても、元朝或ひはその雲南當局にはこれを徹底的に討つ餘裕がなかつたに相違ない。果せる哉、實錄洪武十六年六月己亥の條にみえる征南將軍傅友德等への勅諭の中に

近詢知。死可伐之地有三十六路，在故元時，皆設官治之。其地後爲蠻人所專，已四十年。繼又侵楚雄之西南遠幹威遠二府、梁王力不能制，終爲蠻所有。以此觀之，雲南不可不備邊事，機密自宜審度。若死可伐不必備，大軍可回也。

と言つてゐる。<sup>(16)</sup> 死可伐とは、彼は既に以前に死んでゐるから、こゝでは平緬の意味であらう。その占有してゐる三十六路とは具體的に何々を云ふのか、又それが實數か否か疑問であるにしても、洪武十六年現在、蠻人の専らにする所となつてより已に四十年といへば、正しく前述の如く至正一三年頃から平緬の支配下に入つてゐたことになる。而も楚雄の西南の威遠・遠幹の如きが當時なほ平緬の勢力下に在るといふのである。さればこそ明は大理金齒を陥れるや、直ちに平緬と接觸し、宣慰使司を設置することを得たのである。

かくして平緬宣慰司が設置され、思倫發が宣慰使に任命されたが、それは明の一方的なやり方であつて、平緬は未だ明の勢力に服したといへない。事實當時明はなほ雲南北部の經略に忙しくて、西南邊に大軍を用ゐる餘裕はなかつたやうで、洪武十五・六年の交には永昌さへ劇しい蠻寇を蒙つたのである。<sup>(17)</sup> その後更に明より郭均美等が派遣されて招諭した結果、漸く洪武十七年八月に至つて初めて思倫發の使者が來朝し、元より授けられた宣慰司の印を上つたのであつて、その始末は實錄同年壬申の條にみえてゐる。そして同丙子には平緬宣慰使司を改めて平緬軍民宣慰使司となし、更に甲午には平緬と境を連ねる麓川路の地を兼ね統べしめるため麓川平緬宣慰使司に改めた。かくて爾後平緬は主として麓川と呼ばれるやうになるのであるが、兎に角茲に至つて初めて平緬が明に正式に服屬したことは明かである。従つてその前々年に平緬の支配下の地方に多數の府が設置せられるなどといふことは、實際上あり得べからざるものといはねばならず、例の三月己未の設置は少くともこの方面に關する限り、全く名目に過ぎぬと考へざるを得ない。而も平緬については、洪武十五年閏一月乙巳には宣慰司、同三月己未には府を置いたが、十七年八月には宣慰司として入貢してゐるのであるのであるから、平緬府といふものは

全く一時の名目に過ぎず、實際にはかやうなものはなかつたに相違ない。同じやうな例は車里・順寧・景東についても云へるのである。<sup>(18)</sup>

## 四

洪武十七年八月に至つて平緬は漸く明廷に入貢するやうになつたが、その勢力は決して衰へたわけではなく、寧ろ雲南内地へ侵寇して来る有様であつた。今その詳細は説く餘裕も必要もないが、思倫發は十八・九年に景東を犯し、二十一年には馬龍他郎甸の磨沙勒寨及び定邊に入寇した。磨沙勒寨は馬龍他郎甸即ち後の新化州附近の紅河上流の一地點であり<sup>(19)</sup>、定邊は蒙化の南の南澗の地である。<sup>(20)</sup> 定邊では沐英の明軍は大勝した如く實錄や彼の傳に記されてゐるが、實際はその後も思倫發は遠幹・威遠はもとより景東をも占領してゐるのであつて、形勢は決して樂觀を許さず、明は大いに防備を固めねばならぬのであつた。然るに翌年思倫發は明に謝罪使を遣はし、爾後連年入貢して明と和平狀態に入つた。しかしこれ亦彼の勢が衰へたのではなく、實錄洪武二十四年七月辛丑の條に、「八百與百夷構兵相仇殺、無寧歲」とみえるやうに方向を換へて八百と争つてをり、次いで二十八年十月には「百夷思倫發屢出兵、侵奪其國土之故」を以て緬國王ト刺浪は明廷に使を遣はし、更に翌二十九年二月己丑には重ねて緬國より百夷の侵略を訴へてゐるのである。かくて行人李思聰・錢古訓の緬國及び百夷への派遣となるが、この時思倫發に諭して「歲以兵寇車里、不時侵掠八百、恃強犯緬戛納、國小民寡而已平之、……近聞、蠶食隣邦、意在擴土地而擅有其衆、又將爲我西南之役」と云つてゐる。當時の平緬の強勢を察すべきではないか。

ではこの平緬の勢力範圍について考へてみよう。先づ平緬に對する明の防衛線をみると、景東侵犯後の洪武二十年には楚雄より雲南縣・永平を經て永昌に至る線がそれであるが、思倫發の入貢後になると少しく前進し、二十三年十一月乙卯には

景東及び蒙化に夫々衛を置き、殊に景東は「百夷之要衝」として重視し、その後も専らこゝが明の前線基地となつてゐる。また洪武十九年より二十一年に亘つて明は平緬に對抗するため、車里・順寧・元江の諸土司に土兵の徵發を命じてゐる。<sup>(21)</sup> これらの諸土司は早くに明に降附したもので、且つ平緬に對する最前線に在つたからであらう。なほ實錄によれば洪武十七年五月己酉には永昌の南百里の地に施甸長官司、二十三年十二月庚申には同じく永昌の東二十五里の地に鳳溪長官司が設置されてゐるが、これらの長官司と順寧・景東・元江・車里を結ぶ線以西には、八百・緬中を除いて洪武末年まで土司の設置せられた形迹は實錄に全然見えない。

事實最初に掲げた如く永樂元年正月設置せられた者樂甸・大候・千崖・灣甸・潞江の五長官司の地は「舊屬麓川平緬」とあつた。就中者樂甸は景東に近く、大候は順寧に近く、潞江は永昌の近くである。また洪武三十五年十二月設置の孟養・木邦・孟定・威遠・鎮沅の諸土司についても、楊士奇の撰する黔國公沐晟神道碑や王直の撰する定遠忠敬王廟碑には、はつきり麓川の故地とある。<sup>(22)</sup> 威遠・鎮沅は最も雲南内地に近い。さすれば右に考へた明の防衛線以遠の土地の依然として悉く平緬の支配下に在つたことは明かであらう。

さて雲南西部にかくも勢を振つてゐた平緬にも、やがて洪武末に至ると内訌が生じた。即ち洪武三十年思倫發の部下の刀幹孟なる者が叛亂を起し、思倫發が雲南に奔つたので、明では沐春・何福・徐凱を征虜前左右將軍として、思倫發を送還すると共に刀幹孟を討つことになつた。蓋し平緬の内訌に乗じて夷を以て夷を制し、その本據を經略するためであつたのであらう。翌年明軍は始めて怒江即ちサルウイン河を渡つて潞江・南甸方面を經略し、刀幹孟を擒獲して亂を鎮定した。思倫發はかくて歸國することを得たが年を踰えて死んだ。<sup>(23)</sup> 今回の出兵は、從來永昌・景東を前線基地としてゐた明軍が、始めて平緬の本據に近い地方に進んだのであつて、明の平緬經略の劃期的な進展といはねばならぬ。これによつて思倫發を中心とし

た曾つての大勢力の瓦壊したことは當然である。

所で百夷傳には思倫發を中心とする平緬の統治組織について次の如く記してゐる。

其屬則置叨孟、以總統政事、兼領軍民。昭錄領萬餘人、昭伯領百人、領一伍者爲昭哈斯、領一什者爲昭准、皆屬於叨孟。

そして土官底簿卷上灣甸州知州の條には灣甸の刀怕額の言を載せて

思倫法在時、想著我每與孟定地刀名打・木邦罕的法・孟養刀木且都一般做大陶孟。

とみえてゐる。陶孟は前者の叨孟で、頭目の意味であり<sup>(25)</sup>、實錄永樂四年四月戊寅の條にも「孟定知府刀名打亦故平緬頭目」とある。大陶孟といふのは特に勢力のあつた爲であらう。同じく土官底簿によれば後に灣甸の長官となつた刀景發はその陶孟であり、威遠州知州となつた刀算黨や南甸百夫長の刀貢孟は招魯（昭錄）である。陶孟や招魯は必ずしもその地の出身者ではないやうである<sup>(26)</sup>が、各地に陶孟がゐてその地方の全權を握り、思倫發に従つてゐたのであらう。所が思倫發が内亂に遭つて勢力を失墜し、之に代るべき大勢力のなくなるや、各地の陶孟・招魯等が自立割據するのは當然で、そこに自ら土司の分立する状態が生じたに相違ない。凡そ大勢力を細かく分割して互に牽制させるのは、中國の蠻夷發治の基本的政策であるから、明としてはこの好機に乗じて大いに土司の分立を助成する策をとつたのであらう。

然るに明廷では偶々洪武三十一年洪武帝が崩じて建文帝が立ち、翌年靖難の師が起つたので、このやうな邊境の土司などについて一々顧る遑がなかつた。しかしその間にも雲南官憲の手によつて非公式ながらも土司が設置されてゐたやうであつて、土官底簿によれば、孟定府知府は「(洪武)三十四年開設衙門、…三十五年十一月奉聖旨」とあり、威遠州知州は「(洪武)三十四年開設衙門、永樂元年二月實授」とあり、灣甸州知州は「(洪武)三十三年除長官司職事」とある。即ち洪武三

十三・四年にこれらの衙門が開かれてをり、實錄によれば三十五年九月戊戌に孟定府土官刀名扛・威遠州土官刀算黨は明廷に人を遣はして入貢してゐる。又同年七月乙巳に木邦土官知府罕的法が入貢してゐるのをみると、土官底簿には記載がないが、木邦も孟定と同様衙門が開かれてゐたのであらう。土官は初め假りに任じ、後正式に認めるのが普通のやうで、洪武十五年初めて雲南を經略して設けた土官については、十五・六年に「擬任」或ひは「擬充」「劄擬」したのを十七年に「實授」「劄充」したといふ例が澤山土官底簿にみえてゐる。平緬の故地には既に建文中に土司が設置せられたのであるが、やがて靖難の師も收まり永樂帝が即位すると、それ等の土司より入貢するやうになり、こゝに正式に認めたのであらう。土官底簿に「奉聖旨」「實授」とあるのがそれで、これこそ實錄にみえるかの洪武三十五年十一月の三府二州、永樂元年正月の五長官司の設置であるに相違ない。

平緬の故地はその後更に土司の分立をみ、實錄によれば、永樂四年四月戊寅に孟定の地を析いて孟璉長官司、同六年四月癸未に保瓦・散金二長官司、七年七月戊子に灣甸の地を析いて鎮康州、十年四月丙辰に祿谷長官司、十二年正月己亥に南甸州が設置せられた。保瓦・散金の位置は不明であるが、孟璉・鎮康・南甸は俱に現在同名の地、祿谷は鎮沅の東北一百五十里の地である。<sup>(25)</sup> 又このやうな大土司のみならず、百夫長や驛丞の如き小土司も設置せられたのであつて、やはり實錄によれば、永樂五年三月庚辰に騰衝・龍川江・南甸・羅ト思莊の四驛、同年七月甲子に干崖長官司古刺驛、六年五月丁卯に潞江長官司潞江驛、干崖長官司甸頭驛、十一年八月癸酉に金齒孟哈驛が設置された。尤も土官底簿によれば潞江驛丞・孟哈驛丞・南甸驛丞は洪武三十四・五年に設置され、又龍川江百夫長・南甸百夫長なるものも同三十一・三年に出來てゐたやうにみえてゐる。これら多數の土司の分立は明の積極的對策と共に、孟璉の例の如き土酋相互の對立の然らしめる所もあるが、新に設置された土司からは明廷に屢々入貢してをり、更にビルマ奥地にも土司が設置せられたのであつて、こゝに至つて初めて明の

威力がこの方面に浸透したといふべきであらう。

## 五

以上が明初における滇邊諸土司の設置についての經緯である。若しこれに誤りなしとすれば、最初に列舉した明一統志の記載は頗る不備であるか、或ひは間違ひであるといはねばならない。即ち孟養について一統志に洪武十七年孟養軍民宣慰使司に改めたといふのは、讀史方輿紀要卷百、天下郡國利病書卷百、萬曆雲南通志卷四、永昌府志卷十六等すべて之を踏襲し、華夷譯語、緬甸館來文にも記されてゐる所であるが、無論實錄にはかやうな記事はなく、又さうした事實はあり得ない。明史は土司傳卷三百では「洪武十五年改雲遠府、成祖卽位、改雲遠府爲孟養府、永樂三年改陞軍民宣慰使司」と専ら實錄によつてゐるのに、地理志卷四では「孟養軍民宣慰使司元雲遠路、洪武十五年三月爲府、十七年改爲孟養府、後廢、三十五年十二月復置、永樂二年六月改軍民宣慰使司」と記してゐる。この洪武十七年に雲遠府を孟養府に改めたといふのは何に基いたのか明かでないが、或ひは一統志の十七年軍民宣慰使司設置を改變し、實錄と一統志を都合よく折衷したのではなからうか。さうだとすればそれは全く無意味な小細工といはねばなるまい。

本邦や孟定については、一統志では洪武三十五年の府の設置が全く抹殺されてゐて、洪武十五年設置の府がずっと存續したものやうにみえ、頗る不備といはねばならない。

灣甸については、一統志には洪武十七年に灣甸州を置いたと記してあるが、これ亦實錄にみえない所で、無論かやうな事實はあり得ない。明史卷三百十四土司傳に「洪武十七年置灣甸縣」といふは何に依據したのか不明乍ら、或ひは灣甸はその後永樂三年四月甲申に長官司から州に昇格したので、一統志の州を故意に縣と改めたのかも知れない。

大候は、一統志には洪武二十四年大候長官司を置いたと記し、明史卷三百土司傳もこれを記してゐるが、實錄にはかやうな記事はなく、これ亦あり得べからざることである。因みに明史地理志にはこの設置を記してゐない。者樂甸については、一統志には洪武末に長官司を置いたと記すが、恩樂縣志には<sup>(4)</sup>「洪武三十一年刀木板歸附」とみえるから、洪武末（建文中）には他の土司と同様非公式に衙門が開かれてゐたのは事実であらうが、正式には實錄の日時によるときことはいふまでもない。

なほ永樂七年七月灣甸の地を析いて設置した鎮康州については、大明一統志によると、「洪武十五年改爲鎮康府、十七年改爲州」とあるが、十七年に鎮康州を置いたことはこれ亦實錄にも大明清類天文分野之書にもみえない所であり、かゝる事實はあり得ない。所が明史卷三百土司傳にはこれを引き、同地理志にも實錄と一統志を結合して、「洪武十五年三月爲府、十七年降爲州、後廢、以其地屬灣甸州、永樂七年七月復置、直隸布政司」と一見合理的に解決したやうにみえる。しかしそれは机上の空論であらう。

### 註

- (1) これらの地名の比定については山本達郎「華夷譯語にみえたる百夷及び八百の文字」（東方學報東京第六冊七六八—九頁）による。木邦は山本先生の説の如く Möng Pan の音を寫したものであらうが、通説（矢野仁一「緬甸の支那に對する朝貢關係に就いて」）東洋學報一七〇一、一一三頁）同「支那の土司に就いて」（支那學三〇三、一六五頁）凌純聲「元代在緬設置緬中行省考」（大陸雜誌二〇一、一九頁）Parker, E.H. Burma, Relation with China p. 44, 60., Davies, H.R. Yun-Nan, The Link between India and the Yangtze, p. 13 2, n. 1 等」の如く Hsenwi 方面に擴ひてゐたのである。

- (2) 張誠孫「中英滇緬疆界問題」（燕京學報專號之十五）の第三章滇邊土司之沿革及疆界考などは大體明史地理志及び土司傳によりてゐる。  
(3) 夏光甫「元代雲南史地叢考」二四一六頁。凌純聲前揭書一九一二〇頁。

(4) 大明清類天文分野之書には蒙憐・木來・蒙隆の名はみえず、謀粘は木沽、蒙光は孟光となつてゐる。

(5) 實錄によれば洪武十五年正月に臨安府及び臨安衛指揮使司、武定軍民府、二月乙卯に雲南府、閏二月甲午に楚雄衛指揮使司、丙戌に威遠州、己亥に曲靖軍民指揮使司、乙巳に平綱宣慰使司、車里軍民府、己酉に景東府、三月庚戌に順寧府、辛亥に鶴慶府、壬子に普定軍民指揮使司、丙辰に大理衛指揮使司が設置されてゐる。

(6) 楚雄は元史では威楚開南等路である。

(7) 蒙隆は元史の孟隆と同じであらう。

(8) 實錄にも孟傑木按と連續して記してゐるから木按は元史の木安と同じであらう。

(9) 但し元史地理志にみえる中慶路・鶴慶路軍民府は實錄三月己未の設置の中にはないが、既にそれ以前に中慶路は雲南府、鶴慶路軍民府は鶴慶府に改めて置かれてゐる。

(10) 夏光甫前掲書一九一一五頁にも元史地理志にみえない路縣が指摘されてゐる。

(11) 但し二三の例外がある。順寧・景東は三月己未以前に單獨に府を設置したが、元史卷三〇泰定帝本紀泰定四年十一月辛卯の條には順寧府、同卷三五文帝本紀至順二年三月甲午の條には景東軍民府の設置がみえてゐるのに、洪武十五年三月己未には俱に州に改められてゐる。また威遠は閏二月丙戌に威遠蠻棚府を改めて威遠州としたが三月己未にも州である。しかしこれらは元の府を特に州に改めたのではなく、この時州を置くべき典據が元代にあるのかも知れない。

實錄洪武十七年八月壬申の條。

(12) 南詔野史には「(至正)六年木邦夷斯可伐叛、元命河南參政賈敦熙會三路兵討之」とある。賈敦熙は亦禿渾の部下かと思はれるが、斯可伐即ち思可發を木邦夷とするのは正しくないであらう。

包見捷の縮略は百夷傳に基いたやうで、搭失把都魯となつてゐるから、百夷傳にも元來は魯の字があつたのかも知れない。

(13) 凌純聲「明代在中南半島所置十宣慰司」(大陸雜誌一ノ一、一〇頁)には元史を引いてこの時宣慰司を立てたとするが誤りであらう。し

かし思倫發は明に、元の授けた宣慰使の印を獻じてゐるから、その後更に宣慰使司に昇格したのであらう。

この勅諭は張紘の雲南機務抄黃にも同内容のものが收載されてゐる。それによれば「終爲蠻所有」は「至今蠻占」とある。

(17) (16) 永昌の蠻寇は實錄に記されてゐないが、百夷傳、萬雲南通志卷十所收の王景常の金齒安邊定遠樓序、萬雲南通志卷十九所收の何孟春の復永昌府治疏、雲南機務抄黃所收の洪武十六年附の詔等にみえてゐる。それらの記事を結合すると洪武十五・六年の交に起つたことになる。

車里・順寧・景東は注(5)に記したやうに、三月己未以前に車里軍民府、順寧府、景東府がおかれたが、三月己未には微里府、順寧州、景東州となつた。然るに實錄洪武十七年八月丙子の條には「改車里軍民府爲車里軍民宣慰使司」とあり、また同年正月壬子には順寧府知府・景東府知府の任命が行はれてゐる。微里府・順寧州・景東州は實際には存在しなかつたのではなからうか。

(18) 大清一統志七十一臨安府山川禮社江及び同八十五元江州山川大江の條。

大清一統志八十五蒙化廳古蹟。

卷三百

八十五

雲南機務抄黃所收の洪武十九年九月二十四日附車里への制諭、並びに同二十二年四月十一日附の聖旨。實錄洪武二十年六月庚子の條。

施甸、鳳溪の位置は大明一統志七八金齒軍民指揮使司の條による。

沐晟神道碑は東里文集續編卷二及び國朝獻徵錄卷一所收。

忠敬王廟碑は重編王文端公文集卷二及び  
萬雲南通志卷十所收。なほ實錄にも正統

元年十一月甲辰の條には「分其（麓川）地設孟養木邦孟定三府、隸雲南。設潞江千崖大侯鈞長官司、隸金齒」とあり、朱國楨の皇明大事記卷十や毛奇齡の蠻司合志卷、明史卷三百土司傳など何れもこの記事を引いてゐる。これによると威遠・鎮沅と者樂甸が除かれてゐる

が、平編の故地でないためとして特に省いたのか疑問である。少くとも威遠が平編の支配下に在つたことは、實錄洪武三十一年二月庚子の條に「思倫發所部勿都亦據守騰衝怒江及景東迤外威遠等處」とあるにより明かである。

實錄洪武三十年九月戊辰、同十一月癸酉、三十一年五月丁未の條。なほ刀幹孟は張洪の自撰に係る張止菴自叙生誌（歸田集及び弘治常熟縣志卷一所收）だけには本邦の者とある。

(25) 華夷譜語百夷館雜字。Huber, Ed. Une Ambassade Chinoise en Birmanie en 1406. (BEFEO IV p. 430 n. 6)

明初滇邊土司の設置について 神田

(26) 土官底簿によれば、刀景發は孟定の人で灣甸の陶孟となり、漢煥は初め孟令の招魯で後木邦に移り、その子刀名扛は父に替つて木邦の軍を管し、後孟定に移つてゐる。

永樂元年二月實錄といふ日時は實錄の洪武三十五年十二月と少し異なるが、これは或ひは實際に辭令を受取つた日かも知れない。

大明一統志卷八 鎮沅府の條。

(27) 實錄永樂四年四月戊寅の條に孟璉頭目刀派送の言を記して「孟璉舊屬麓川平編宣慰司、後隸孟定府。而孟定知府刀名扛亦故平編頭目。素與同僚。難隸管屬、乞改隸」といふ。

(28) 孟養の名は大明洪武天文分野之書卷十 にみえてゐる。しかし同書によれば孟養府も雲遠府も洪武十五年に置いたとしてあり、十七年に雲遠が孟養に改つたのでは決してない。

(29) 道光雲南通志稿卷一百三 土司の條に引く記事による。

(東京大學講師)

文學博士 加藤繁著

(東洋文庫論)

A5版、九六〇頁、圖版一二頁。  
定價一千二百圓。

本卷には宋より清代まで、及び全時代に亘る論文三十七篇・附錄五篇を收め、他に英文要約・  
全卷索引・著作小傳・年譜・著作年表を附す。著作年表を附す。

(上巻は古代より唐宋までの論文二十一篇及び「支那古田制の研究」を收む。定價八百圓。)

東京都文京區上富士前町一四七

發行所 財團法人 東洋文庫

振替 東京六七八〇一二二

發賣元 會社株式 不昧堂書店  
振替 東京六七八三九